

氏 名	アチャコーン ウォンプリディー ACHAKORN WONGPREEDEE
学位(専攻分野)	博 士 (地域研究)
学 位 記 番 号	地 博 第 43 号
学位授与の日付	平成 19 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	ア ジ ア ・ ア フ リ カ 地 域 研 究 研 究 科 東 南 ア ジ ア 地 域 研 究 専 攻
学位論文題目	Decentralization in Thailand, 1992-2006 : Its Effects on Local Politics and Administration (タイにおける地方分権(1992年～2006年)——地方政治および地方行政への影響——)
論文調査委員	(主 査) 教 授 玉 田 芳 史 助教授 岡 本 正 明 助教授 山 本 博 之

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、1990年代に始まったタイの地方分権について考察している。本論文は、文献調査、フィールド・ワークおよび関係者への聞き取り調査に基づいて、第一部では地方分権の立案から実施に至る過程を、第二部では地方分権が地方の政治行政に与えた影響を、実証的に分析している。

1 章では分権が始まる前の中央集権的行政について概観している。中央政府の省や局は県や郡に出先機関をおき、職員を派遣して行政を担当してきた。地方自治体の比重は小さく、タイで地方行政といえば、地方自治体ではなく中央政府による地方統治を意味してきた。

地方分権の端緒になったのは1994年成立の区自治体(以下ではTAO)法であった。2 章ではこの法律の成立過程を詳細に検討している。TAO 法は、1992年5月の流血事件で軍隊が政治からの撤退を余儀なくされた後、同年9月の総選挙で公約として掲げられた県知事公選要求を発端としていた。内務官僚の県知事は中央集権の象徴であるがゆえに、その民選化は分権の象徴になった。しかし、内務省はこれに強く抵抗した。内務省は、連立与党間の意見の不一致を利用して、地方分権を県知事公選ではなく区での自治体設置という形で決着させた。

しかしながら、国政改革を目的として1997年に憲法の全面改正が行われると、地方分権の推進も盛り込まれた。それに基づいて1999年に地方分権推進法が公布施行され、予算、権限、職員の点で分権が急速に進むようになった。3 章ではそうした地方分権の進展を描いている。とりわけ、1994年には5%ほどにとどまっていた国家予算に占める自治体予算総額の割合を、2001年までに20%、2006年までに35%へと引き上げると1999年法で規定したことは分権にとって決定的に重要であった。それと並んで、地方分権の現状をめぐる問題点も指摘している。たとえば、職員や権限の移管が予算の移転に追いついていないこと、自治体側の増収努力が乏しく中央政府の負担が重いこと、予算の移転が25%ほどで頭打ちになったことである。さらに、地方自治体相互間の不均衡が非常に大きく、たとえば県自治体は市自治体や区自治体と比べると、明らかに予算が多いにもかかわらず、仕事量が少ないといった問題も指摘している。

続いて、第二部では地方分権が政治行政に与えた影響を分析している。4 章では行政への影響を考察している。地方分権が進んだ結果、中央政府の地方出先機関の地位は相対的に低下した。それに加えて、地方出先機関の相互間の調整が困難になった。これは中央の省や局が、地方自治体への移管を避けるために地方出先機関への権限の委譲を進め、同時に県知事からの統制を嫌って地方出先機関を本庁直轄に改めたからであった。これは、地方分権が始まるまで地方行政の中心となってきた内務省にとってきわめて深刻な事態であった。この内務省の思惑と、政権担当者の思惑が一致して、2003年にCEO(最高経営責任者)型県知事が任命されるようになった。CEO 型県知事にはリーダーシップの発揮が可能なように、権限と予算を強化したため、地方自治体は再び県知事に相応の敬意を払うようになった。

次に5 章では、県における権力関係を考察している。地方分権は、下院議員(小選挙区議員)、国家公務員(県知事などの地方勤務者)、地方政治家(自治体の首長や議員)の関係にどのような影響を与えたのか。2つの県での調査を通じて、

地元に根を張り下院議員を輩出してきた有力な政治家一族は、分権から生まれた機会を利用することによって、勢力を温存・拡大していることを明らかにした。

論文審査の結果の要旨

タイでは1990年代から地方分権が進んできた。それまで県と郡に事務所を構え職員を派遣してきた中央官庁が、既得権益を侵害する分権に抵抗した結果、当初は郡よりも下の区に自治体を設置するという形で始まった。区は都市部を除く農村地域に設置される行政単位であり、個々の区自治体の規模は小さかった。しかし、1997年に新憲法が起草されると、地方分権の推進とりわけ自治体の首長の公選化が規定された。その結果、関連法の改正が行われ、自治体は県自治体（PAO）、市と区自治体（TAO）の二層に整理され、議員だけではなく、首長もすべて住民の直接選挙によって選ばれるようになった。

こうした目覚ましい地方分権の進展は研究者の関心を大いに集めてきた。しかしながら、ほぼ同じ時期に地方分権が進んだフィリピンやインドネシアと比較するならば、タイの地方分権に関する研究は質量ともに驚くほど少ない。タイ国内でも実証研究が十分に積み重ねられているわけではない。とりわけ、法律に何が書かれているかではなく、実際にどうなっているのかという実態の研究は乏しい。本論文は、先行研究のそうした不十分な点を補っており、以下の点において学術的に高く評価しうる。

第一は1994年 TAO 法の成立過程を詳細に解明したことである。同法が1992年の県知事公選要求に由来し、タイの地方分権の端緒となったことは誰もが認めている。ところが、県知事公選がなぜ区自治体に姿を変えたのかについては、内務省が抵抗したから、政党政治家が無定見であったといった印象論が語られるにとどまり、タイ国内でも実証研究は行われてこなかった。その謎を、丹念な実証作業により解明した功績は大きい。それに加えて、タイでは官僚の政治的役割が大きいと久しく指摘されながら、マクロ経済政策決定を除くと、事例研究がほとんど行われてこなかった。本論文は、官僚が政治過程にどう関わりうるのかを具体的に示す事例研究としても頗る重要である。

第二に、2003年に導入された CEO 型県知事の背景について、大方のタイ研究者はタックシン首相（2001～06年）の中央集権志向の産物と説明してきた。しかし本論文は、1990年代からの地方分権（中央官庁から地方自治体への権限委譲）が地方分散（中央官庁の中央から地方出先への権限委譲）をも付随しており、内務省の利害の観点からも、効率的な行政の観点からも、県知事の強化が要請されていたことを明らかにしている。

第三に、地方分権の進展によって、下院議員の再選能力が高まったことを指摘し、その主たる理由が以下の3点にあることを解明している。(1)有力な下院議員は、地方分権に伴って自治体に新たに生まれた政治ポストに支持者を送り込み、地方政治家を系列化することで集票ネットワークを強化した。(2)1997年憲法に基づいて県ごとに選挙管理委員の選挙が行われるようになったため、下院議員は知り合いを選挙管理委員として送り込むことが容易になった。選挙違反などの選挙をめぐる紛争の決着は県選挙管理委員会の報告に基づいて中央選挙管理委員会が下すため、このことの意味は非常に大きい。(3)地方分権が進んだとはいえ、地方出先機関には多数の官僚がおり、その人事や予算は首都で決まる。前職議員は、この点で、新人候補よりも明らかに有利である。いずれも先行研究では明らかにされてこなかった新たな発見であり、地方政治理解に大いに貢献している。

よって、本論文は博士（地域研究）の学位論文として価値あるものと認める。また、平成18年1月19日に、論文内容とそれに関連した事項について試問した結果、合格と認めた。